

湖周行政事務組合建設工事等入札制度合理化対策要綱

令和7年4月1日

湖周行政事務組合告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、湖周行政事務組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務の入札に際し、事業の公共性及び特殊性に鑑み、業者の信用、技術、施工能力等を重視して、公正自由な競争を図る必要があるため、建設工事の入札等に参加を希望する者に対する合理的な資格基準を設け、適正な運営を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(合理化対策)

第2条 競争入札参加基準、入札参加資格審査、入札参加資格その他の合理化対策については、岡谷市建設工事等入札制度合理化対策要綱（平成元年岡谷市告示第66号）に基づく同市の合理化対策の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、岡谷市、諏訪市又は下諏訪町において入札参加資格者名簿に登録されている者は、組合の入札参加資格者名簿に登録されているものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に定められている等級格付及び入札参加資格は、当該入札参加資格の有効期間内に限りその効力を有する。